

県南広域振興局長告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年10月13日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 折壁大原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字田茂木287番2地先から字滝の沢12番1地先まで	新	m 24.5~8.5	m 205.0
	旧	9.1~4.6	205.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- (2) 期間 令和5年10月13日から同年11月13日まで